

1 相続税対策の必要性

1-1 なぜ、相続対策が必要なのか

相続税対策の目的は財産を守ることです。相続税対策をしていれば子孫に財産を残すことができますが、何もしていないと家や事業用財産まで失ってしまいます。

■相続対策をしていないと？

- 相続になると財産の多い人なら、何千万円、何億円という単位で相続税がかかる
- 相続財産が自社株式や不動産などが大半で、預貯金などの金融資産がほとんどないような場合、納税資金の準備ができない



- 相続税を支払うためには、相続した財産や今まで住んでいた自宅あるいは仕事をしていた事業所などを売却しなければならない



- 住む家がなくなってしまったり、これまで続けてきた事業の継続ができなくなる
- 土地や建物の売却時に、再び税金がかかる

1-2 税制改正による増税に備える

平成25年に税制改正では、相続税が増税となる改正が行われました。この改正により、従来、申告・納税の必要がなかった相続についても相続税が課され、税率もアップしています。

(1) 相続税の基礎控除の縮小

現行：5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人)

改正後：3,000万円 + (600万円 × 法定相続人)

※平成27年1月1日より改正

(2) 相続税の税率構造の見直し

■相続税の税率構造

【現行】		【改正後】		
課税標準	税率	課税標準	税率	
1,000万円以下の金額	10%	1,000万円以下の金額	10%	
3,000万円	//	3,000万円	15%	
5,000万円	//	5,000万円	20%	
1億円	//	1億円	30%	
3億円	//	2億円以下の金額	40%	
—		3億円	//	45%
3億円超の金額	50%	6億円	//	50%
—		6億円超の金額	55%	

※平成27年1月1日より改正

1-3 事前の対策が不可欠

相続は人の死亡によって始まります。相続税対策は、相続開始前に行う「事前対策」と相続開始後に行う「事後対策」に分けられ、通常、相続税対策と言えば、事前対策のことを言います。ここで注意すべき点は、多くの相続税対策は相続が開始してからでは遅いということです。

例えば、生前贈与は相続税の節税対策の主要な手法の一つですが、これはあくまでも生前に財産を贈与するから節税になるのです。財産の評価額を引き下げる節税対策も、相続開始後では意味がありません。相続開始後であっても相続税を少なくする対策はあります。しかし、事前対策を行っていないと、大きな効果は期待できません。事前に時間をかけて相続税対策を行い、それに事後対策も併せて実施する必要があります。

■相続税対策の体系図

事前対策	事後対策
① 相続税の仕組みを利用した対策 養子縁組をしたり、相続税の非課税財産を利用する	① 相続開始後の節税対策 財産の分割方法や評価方法を工夫して節税する
② 財産評価の仕組みを利用した対策 相続財産の評価額を引き下げる	② 納税方法の対策 延納、物納、農地の納税猶予等の納税方法を活用する
③ 財産の移転対策 生前贈与や売却によって財産を減らしてしまう	③ 相続財産の売却対策 相続した不動産の売却時の税金を少なくする
④ 納税資金対策 生命保険や不動産を活用して納税資金を準備する	

1-4 多くの対策を組み合わせる

無理のない範囲で多くの対策を組み合わせ、余計なお金をかけずリスクを分散させることが何よりも大切なことです。多くの対策を組み合わせることで、大きな効果を生むことが出来ます。

効果の大きな対策一つだけで済まそうとすると、相続税対策で失敗します。

- ①多額の借金をして不動産を購入したり、アパートやマンションを建てたりした人です。入居者が思ったほど集まらず、計画通りの家賃収入が得られないため、借入金の返済に困っている人が少なくありません
- ②生命保険の加入による対策で、何億円もの変額保険の契約をして大損をしたり、毎月の保険料の支払で日常生活に支障をきたしている人もいます。生命保険に頼りすぎた例です
- ③相続税対策にはお金がかかりますし、リスクも伴います。それらを出来るだけ避けるためには、一つの対策に頼ってはいけません